

じんけん通信

平成30年(2018年)10月(第126号)

人生100年時代と言われていますが、人生のそれぞれのステージではさまざまなことが起こります。歳をとっても、病気になっても、障害があっても、社会に出て働くことに不安があっても、自分ができることをそれぞれが持ち寄って集まれるような場所があれば、いきいきとした毎日を過ごすことができるようになり、それはやがて地域の活力へとつながります。

今回は、さまざまな福祉関係の事業所が集まる「あいとうふくしモール」の中で地域の困りごと解決のコーディネートを行っておられる「ほんなら屋」のスタッフの方に「ほんなら堂」と若者支援の2つの事業について、お話を伺いました。

特集 地域共生社会づくりの実現に向けて ～みんなの居場所づくりに向けた、ほんなら屋の取り組み～

◆「ほんなら堂」の事業についておしえてください。

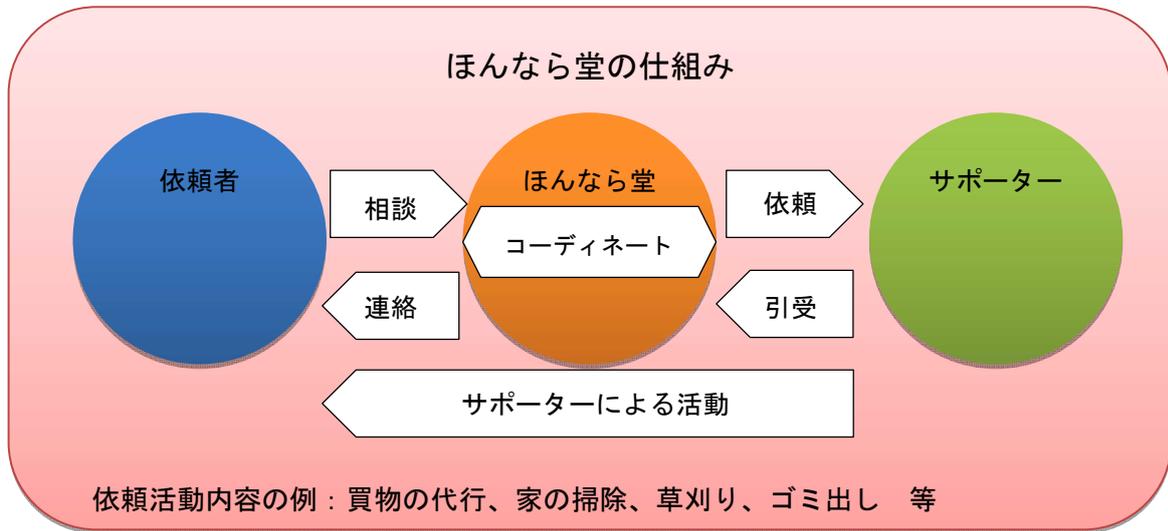
「地域の困りごとは地域で解決する」をモットーとして、住み慣れたこの愛東地域で誰もが安心して暮らせるように、暮らしの中の困りごとを地域住民の協力で解決しよう、地域の困りごとを仕事に、という試みの事業名が「ほんなら堂」です。高齢者の比率が高いこの地域では、家の掃除やゴミ出し、買物など、生活する上で必要なさまざまな作業を自分一人で行うことが難しい方々がおられます。こうした人達の日常生活を手伝うサポーターを地元で募り、両者の橋渡しを行うのが「ほんなら堂」の仕組みです。「こんなことで困っているんやけど…」「ほんなら(それなら)こんなことができるけど、どうや?」「ほんなら堂」では、こんな住民のヨコのつながりで助け合える地域社会をつくることをめざしています。



<ほんなら屋の外観>古民家を改装した雰囲気のある建物です



<ほんなら屋スタッフ>
中屋さん(左)と島村さん(右)



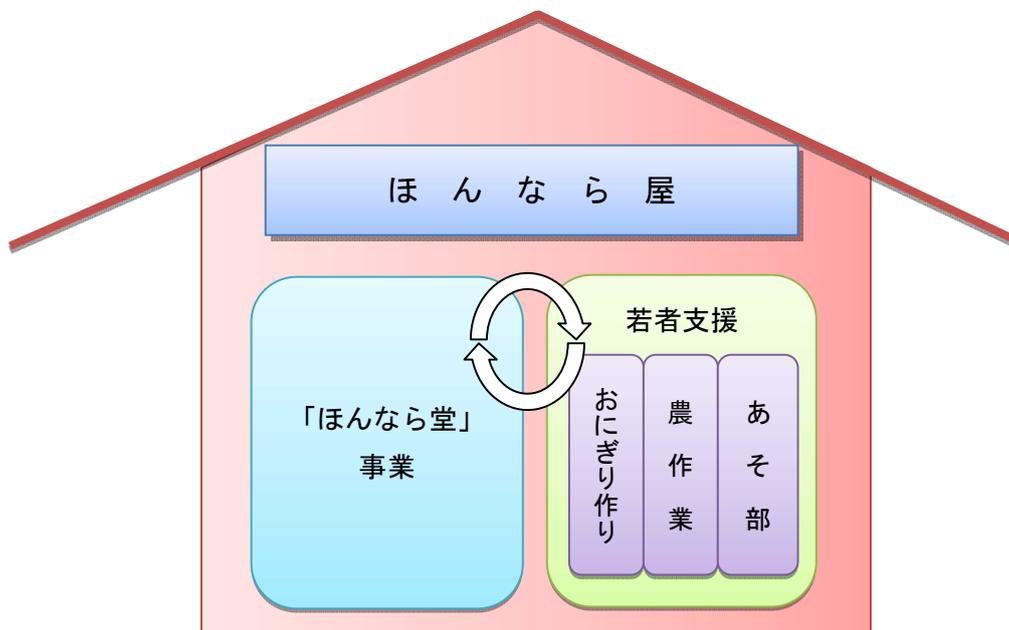
◆「ほんなら屋」についておしえてください。

「ほんなら堂」と地域の若者支援の2つの事業を行うための活動の拠点であり、居場所であり、仕事場でもある場所が「ほんなら屋」です。さきほどお話しした「ほんなら堂」と併せて行っている若者支援では、ひきこもりやニートなどの状態にあり、社会に出て働くことに不安を持つ若者と一緒に農作業やおにぎり作りなどを行っています。「地域で孤立している若者に居場所を」ということを、あいとうふくしモールの発足当初から大切にしています。

「働きたい」と思う反面、コミュニケーションに不安があったり、何から始めればよいかわからなかったりする方を対象としています。ともに活動している若者の中には「ほんなら堂」のサポーターとして活動している方もいます。2つの活動は互いに関係し合いながら運営しています。

おにぎり作りについてももう少し詳しく説明すると、稲作が盛んなこの地域では、高齢化により農業の担い手探しが課題となっています。地域の財産である農業とお年寄りたちの知恵、そして地域の若者とをマッチングした結果、生まれたのが「あいとうむすび」で、おにぎりに入れる具材には地域のお年寄りのアイデアが活かされています。「仕事をむすぶ」、「人をむすぶ」という想いをこめて「あいとうむすび」と名付けました。機会があればぜひ味わってみてください。

また、「あそ部（ぶ）」と称して、若者たちと月に1度、卓球をしたり、滝を見に行ったり、「ほんなら屋」に集まっておしゃべりをしたりして、これも気楽に情報交換をしたり、交流を深めたりする場として定着してきています。



◆活動実績についておしえてください。

「ほんなら堂」では、昨年度、約300件の依頼を受け活動しました。ご利用いただいた方々の「ありがとう」の言葉や、頼りにしてもらっているという実感と充実感がサポーターをはじめ、私たちの励みとなっています。若者支援では、若者が作る「あいとうむすび」を東近江市役所内や道の駅あいとうマーガレットステーションなどで販売しています。新しい味のおにぎりの試作品を作って、ほんなら屋に持って来る若者もいて、地域の若者が「やりがい」を持って活動しているという、確かな手ごたえと喜びを感じているところです。

若者支援は長期に渡る視野を持って取り組むことが大切だと思っています。「支援」とつく「上から手をさしのべる」という印象があるかもしれませんが、私たちの考える若者支援は単なる就労支援ではありません。私たちは彼らと目線を合わせて「支援を行う者」であるよりも、「一緒に働く仲間」として、彼らの参加しやすいペースでともに活動しています。

また、「ほんなら屋」は単なる「就労先」ではなく、「誰が来てもいい、みんなの居場所」としても開放しています。毎週火曜日には喫茶スペースとして地域の住民の方々にもご利用いただいています。



<あいとうむすび>



農作業（若者支援）のようす

◆めざす将来のイメージについておしえてください。

「ほんなら堂」のコーディネートなしでも住民同士が直接助け合うことができる、そして住み慣れた地で誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざしています。若者もお年寄りも障害者も誰もがいきいきと暮らせる地域をめざし、今は「地域育て」に取り組んでいる真っ最中です。

若者支援については、「若者は就労し、社会参加するのが当たり前」という風潮がある中で、適応できない若者側の姿勢ばかりが問われていることに違和感を抱いています。周囲の人がそうした若者に寄り添い、思いをくみ取る必要があるのではないのでしょうか。周りの人が理解を深め、意識を変えていかないといけないと思います。制度だけあってもうまく進んでいかないので、時間をかけて人と人のつながりをつくっていく中で、体感していただきたいと思います。また、「ほんなら屋」が彼らの居場所であると同時に、彼らの言葉を発信する場にもなればよいなと思います。



ほんなら屋を利用する地域の人々

◆県民の皆さんにひとこと

私たちは多様な生き方が尊重される「みんなの居場所づくり」をすすめています。

若い皆さんへ、他の人と比べた時に生き方が違っていても大丈夫です。人の数だけ、道はありますよ。

◆取材を終えて

人間関係の希薄化が問題となっている現代社会。みんなの居場所をつくり、そこに集うみんなの力で、地域の課題を解決しようとする「ほんなら屋」の取り組みがさらに広がっていくことを期待しています。

人と人のつながりは一朝一夕では成り立ちません。性別や年齢、障害のあるなし、国籍など、それぞれ違うところはあっても、同じ地域に暮らす者同士です。お互いに尊重し合いながら、みんながいきいきと暮らすことができる地域にしていきたいものですね。



● 里親月間

里親とは、さまざまな事情で家族と暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情を持って養育する方々です。月間中は、全国各地で里親制度の説明会や里親経験者による体験発表会、ポスター掲示など、さまざまな周知活動が行われます。里親になるには特別な資格は必要ありません。あなたも子どもたちの未来のために、仲間に加わってみませんか。詳しくは、じんけん通信バックナンバー[平成26年\(2014年\)5月号\(第73号\)](#)をご参照ください。

● 臓器移植普及推進月間

臓器移植とは、臓器の機能が低下し、移植でしか治らない人に、臓器を移植し、健康を回復しようとする医療で、広く社会の理解と支援があって成り立つ医療です。臓器提供に関する意思表示においては、「提供する」「提供しない」どちらの意思も尊重されます。家族など皆さんの大切な人と、最期を迎えようとするときの話をしてみませんか。

[公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（外部サイトへリンク）](#)

● 骨髄バンク推進月間

白血病など血液の難病の患者さんは、骨髄移植および末梢血幹細胞移植により治ることが期待できます。これらの移植は、患者さんの血液と同じ血液のタイプ（白血球の型=HLA型）を持つ方が、骨髄などを提供してくださることにより行われます。一人でも多くの方が骨髄等提供希望者として登録してもらえれば、多くの患者さんの命が救われます。骨髄などの提供への協力に理解をお願いします。

[公益財団法人日本骨髄バンク（外部サイトへリンク）](#)

● 高齢者雇用支援月間

事業主のみならず、広く国民の皆様に対して高齢者の雇用問題についての理解と協力を要請するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が厚生労働省等と協力して、さまざまな啓発活動を展開します。

- **1日 法の日 / 1日～7日 「法の日」週間**

「法の日」は、法を尊重し、法によって基本的人権を擁護し、社会秩序を確立する精神の高揚を図ることを目的として昭和35年に制定されました。以来これに基づいて、10月1日からの1週間は「法の日」週間とし、講演会、座談会、無料法律相談など各種の行事が実施されています。また、10月6日には、法務省・最高検察庁の共催で、イベントが実施されます。

[法務省「平成30年度法の日フェスタ in 赤れんが」\(外部サイトへリンク\)](#)

- **1日 国際高齢者デー**

昭和57年(1982年)の高齢者問題世界会議で採択され、同年に国連総会によって承認を得た「高齢化に関するウィーン国際行動計画」を受け、平成2年(1990年)12月14日の国連総会で10月1日を「国際高齢者デー」とすることが採択されました。

- **2日 国際非暴力デー**

この日はインド独立運動の指導者であるマハトマ・ガンジーの誕生日に当たり、「非暴力の原則の普遍的意義」および「平和、寛容、理解および非暴力の文化を実現する」意思を再確認し、「教育や国民意識を高める運動を通して非暴力のメッセージを広める」ための機会とされています。

- **10日 世界メンタルヘルスデー**

平成4年(1992年)にNGO世界精神衛生連盟(WFMH)が、メンタルヘルス問題に関する世間の意識を高め、偏見をなくし、人々に体験発表の場を設けるためにこの日を定めました。

- **11日 国際ガールズデー**

平成23年(2011年)12月の国連総会で定められました。世界の国々、とりわけ開発途上国では、女の子の多くが、経済的、文化的な理由により学校に通えず、10代前半での結婚を余儀なくされ、貧困の中で暮らしています。こうした状況の改善を目指し、様々なイベントが行われます。

- **17日 貧困撲滅のための国際デー**

昭和62年(1987年)のこの日、10万人以上の人々が世界人権宣言の採択されたパリのトロカデロに集まり、「貧困は人権の侵害である」と声をあげたのが由来です。あらゆる国々において貧困撲滅の必要性を広く知ってもらうことを目的として定められました。

- **10月15日～10月21日 精神保健福祉普及運動**

「精神保健福祉普及週間」は、精神障害者の福祉の増進と国民の精神保健の向上を図ることを目的としています。地域社会における精神保健と精神障害者の福祉に関する理解を深め、精神障害者の早期治療、そして社会復帰と自立、社会参加の促進を図るとともに、併せて、精神障害発生の予防や国民の精神的健康の保持・増進を図ります。毎年全国大会が関係省庁と関係団体の後援の下に実施されています。

シンケンダーのちょっと一言

人と人のつながりを大切にすれば、

みんなも地域も元気になるのだー！

